

# 知っていますか？ 世田谷区の労働報酬下限額



令和6年  
4月1日から  
スタート

時間額

# 1,330 円

※1

前年度比 ↑  
100円アップ

「労働報酬下限額」は世田谷区公契約条例により定められた  
世田谷区との契約による事業のもとで働く方の報酬の最低額です※2

※1 区との契約のうち工事請負契約、業務委託や物品供給等の契約と指定管理協定に適用される最も低い単価

※2 区との契約のうち工事請負契約（予定価格3,000万円以上）、業務委託や物品供給等の契約と指定管理協定（予定価格2,000万円以上）に適用



労働報酬下限額や世田谷区公契約条例  
について詳しくはホームページで！

世田谷区 労働報酬下限額 [検索](#)

世田谷区財務部経理課公契約担当  
TEL 03-5432-2965  
FAX 03-5432-3046